

城西国際大学学位規程

(平成23年度(国)規程第90号)

(目的)

第1条 学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条の規定に基づき、城西国際大学(以下「本学」という。)が授与する学位について、必要な事項を定めることを目的とする。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、次のとおりとする。

【研究科/学部】

人文科学研究科

経営情報学研究科

福祉総合学研究科

ビジネスデザイン研究科

国際アドミニストレーション研究科
薬学研究科

経営情報学部

国際人文学部

福祉総合学部

薬学部

メディア学部

【学位】

博士(比較文化)

Doctor of Philosophy in Comparative Culture Studies

修士(国際文化)

Master of Arts in Intercultural Studies

Master of Arts in Global Communication

修士(女性学)

Master of Arts in Women's Studies

博士(経営学)

Doctor of Philosophy in Business Administration

修士(経営学)

Master of Business Administration

修士(福祉社会)

Master of Arts in Social Work Studies

修士(経営学)

Master of Business Administration

修士(国際アドミニストレーション)

Master of Arts in International Administration

博士(薬学)

Doctor of Philosophy in Pharmacy

学士(経営情報)

Bachelor of Sciences in Management and Information Sciences

学士(国際文化)

Bachelor of Arts in Intercultural Studies

学士(国際交流)

Bachelor of Arts in International Exchange Studies

学士(福祉総合)

Bachelor of Arts in Social Work Studies

学士(理学療法学)

Bachelor of Physical Therapy

学士(薬学)

Bachelor of Pharmacy

学士(メディア情報)

観光学部	Bachelor of Arts in Media and Communications 学士（観光学）
看護学部	Bachelor of Arts in Tourism 学士（看護学）
	Bachelor of Science in Nursing

(学位の授与)

- 第3条 学士の学位は、本学学則第 26 条の定めるところにより、本学の学部を卒業した者に授与する。
- 2 修士の学位は、本学大学院学則第 25 条の定めるところにより、本学大学院の修士課程を修了した者に授与する。
 - 3 博士の学位は、本学大学院学則第 26 条又は同第 26 条の 2 の定めるところにより、本学大学院の博士後期課程又は博士課程を修了した者に授与する。
 - 4 本学大学院に博士の学位請求論文を提出して、本学大学院のおこなう論文審査及び所定の試験に合格し、前項の者と同等以上の学力を有することの確認（以下「学力の確認」という。）を得た者に博士の学位を授与する。

(論文の提出)

- 第4条 修士の学位の授与を申請する者は、所定の論文審査願に、論文、及び論文の内容の要旨を添え、研究科長を経て学長に提出するものとする。
- 2 博士の学位の授与を申請する者は、所定の学位申請書、論文、論文の内容の要旨、論文目録、及びその他研究科が提出を求める資料を、研究科長を経て学長に提出するものとする。
 - 3 学位請求に係る論文は、1 編とし、審査のために必要があるときは、参考論文、参考資料、論文の訳文を提出するものとする。
 - 4 受理した論文は、いかなる理由があっても返還しない。

(論文審査料)

- 第5条 博士の学位請求に係る論文の審査を願い出る場合は論文審査料を納付しなければならない。
- 2 論文審査料は、別に定める。
 - 3 納付された論文審査料は、いかなる理由があっても返還しない。

(論文の審査付託)

- 第6条 学長は、第 4 条の規定による論文を受理したときは、研究科委員会にその論文の審査等を付託する。

(審査委員会)

- 第7条 前条の規定により論文の審査を付託された研究科委員会は、当該研究科所属教員からなる審査委員会を設けるものとする。
- 2 審査委員会は、複数名の当該研究科教員で組織する。
 - 3 博士学位論文審査に係る審査委員会の委員は、公表するものとする。
 - 4 審査委員会の委員は、論文の審査等に関し、供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

(論文の審査、試験及び学力の確認)

第8条 審査委員会は、論文審査、試験及び学力の確認を行う。

- 2 試験は、論文を中心として、これに関連する研究領域について筆答又は口述により行う。ただし、修士課程において当該修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の研究成果の審査をもって修士の学位請求に係る論文審査に代えることができる。
- 3 論文の審査に当たって、必要があるときは、研究科委員会の議を経て、研究指導において本学と契約関係を有する者、本学他研究科の教員及び他大学の大学院の教員等の協力を得ることができる。
- 4 第3条第3項及び第4項の規定による審査の場合は、前項のほか専攻学術に関し、同等の学力の確認を行わなければならない。
- 5 審査委員会は、本条第2項及び前項の規定にかかわらず、学位の授与を申請又は請求する者の経歴及び業績を審査して、試験の全部又は一部を行う必要がないと認めるときは、研究科委員会の承認を得て、その審査をもって試験の全部又は一部に代えることができる。
- 6 本学大学院の博士後期課程、又は博士課程の所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受け論文提出資格を得た者が、原則として退学後3年以内に再入学をして博士の学位の授与を申請するときは、学力の確認を行わないことができる。

第9条 削除

(審査の期間)

第10条 審査委員会は、修士の学位についてはその学年末までに、博士の学位については論文が受理された日から1年以内に、論文審査及び試験等を終了しなければならない。

(審査委員会の報告)

第11条 審査委員会は、論文の審査、試験及び学力の確認が終了したときは、論文と共に、直ちに論文審査結果の要旨、試験結果の要旨及び学力確認結果の要旨に学位授与の可否の意見を添え、研究科委員会に文書により報告しなければならない。

- 2 審査委員会は、論文審査の結果、その内容が著しく不良であると認めるときは、口述試験等の最終試験を行わないことがある。この場合は、前項の試験結果の要旨及び学力確認結果の要旨を添付することを要しない。

(研究科委員会の役割)

第12条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて、学位を授与すべきか否かについて、意見を取りまとめるものとする。

- 2 削除
- 3 削除

(研究科長の意見提出)

第13条 研究科委員会が前条の意見を取りまとめたときは、研究科長は文書により学長に提出しなければならない。

(学位授与の決定)

第14条 学長は、教授会、研究科委員会及び大学院委員会の意見を踏まえ、学位授与の可

否を決定する。

2 削除

3 削除

(学位の授与)

第15条 学長は、前条の議決に基づいて学位授与が可とされた者に対し、所定の学位記を授与する。

2 学位授与が否とされた者には、その旨を通知する。

(論文要旨等の公表)

第16条 本学は、博士の学位を授与したときは、博士の学位を授与した日から3か月以内に、その論文の内容の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(論文の公表)

第17条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、その論文をインターネットの利用により公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に既に公表したときはこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由がある場合は、本学の承認を得て、論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

(学位の名称の使用)

第18条 本規定により学位を授与された者が学位の称号を用いるとき、これに本学の名称を付記するものとする。

(授与した学位の取消)

第19条 学位を授与された者がその名誉を汚す行為をしたとき、又は不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、研究科委員会及び大学院委員会の意見を踏まえ、既に授与した学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、この旨を公表するものとする。

2 削除

(登録及び報告)

第20条 本学において学位を授与したときは、学長は、学位簿に登録するものとする。

2 博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3か月以内に学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(学位記及び書類)

第21条 学位記及び学位申請関係書類の様式は、別表のとおりとする。

附 則 この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この改正は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この改正は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この改正は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この改正は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この改正は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この改正は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

- 附 則 この改正は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この改正は、平成 22 年 3 月 1 日から施行する。
- 附 則 この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 (平成 23 年度 (国) 規程第 90 号)
この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 (平成 24 年度 (国) 規程第 2 号)
この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 (平成 26 年度 (国) 規程第 1 号)
この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 (平成 27 年度 (国) 規程第 13 号)
この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 (平成 28 年度 (国) 規程第 16 号)
この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 (平成 29 年度 (国) 規程第 41 号)
この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 (平成 30 年度 (国) 規程第 1 号)
この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 (令和 2 年度 (国) 規程第 7 号)
この改正は、令和 3 年 2 月 24 日から施行する。
- 附 則 (令和 3 年度 (国) 規程第 10 号)
この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (学位申請関係書類の様式)

(1) 第 4 条第 1 項の規定による論文審査願の様式

論 文 審 査 願		
	年	月 日
城西国際大学学長 殿		
	研究科	専攻
	年 入学	
	氏名	印
このたび修士()の学位を受けたく論文及び論文内容の要旨		
を添えて提出いたしますので審査くださるようお願いいたします。		

備考 1.論文目録の様式は書類様式(3)によること。

(2) 第 4 条第 2 項の規定による学位申請書の様式

学 位 申 請 書		
	年	月 日
城西国際大学学長 殿		
	氏名	印
このたび博士()の学位を受けたく論文、論文目録に論文		
審査料、その他必要資料を添えて提出いたします。		

備考 1.論文目録、履歴書様式は書類様式(3)及び(4)によること。

(3) 論文目録の様式

論 文 目 録	
論 文	
1. 題 目	
2. 印刷公表の方法及び時期	
3. 冊 数	
参 考 論 文	
1. 題 目	
2. 印刷公表の方法及び時期	
3. 冊 数	
	年 月 日 学位授与申請者 氏 名

- 備考
1. 論文題目が外国語の場合には、和訳を付記すること。
 2. 参考論文が 2 種類以上あるときは、別記すること。
 3. 論文がまだ印刷公表されていないときは、その予定の方法時期を記載すること。
 4. 論文目録は 3 通提出すること。

(4) 履歴書様式

履 歴 書	
本 籍	
現住所	
	ふ り が な 氏 名
	年 月 日生
	学 歴 職 歴 研究歴 賞 罰
上記のとおり相違ありません。	
	年 月 日 氏名 印

- 備考
1. 学歴は高等学校卒業以後の履歴について年次を追って記載すること。
 2. 本学大学院の課程を経た者は、その単位修得証明書を添えること。

別表 2 (学位記の様式)

(1) 第 3 条第 1 項の規定により授与する学位記の様式(学部を卒業した場合)

年 第	号
学 位 記	
[氏名]	
[年 月 日] 生	
本学 [学部名] [学科名] 所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め 学士 ([専攻分野]) の学位を授与する	
[学位授与 年 月 日]	
城西国際大学学長 [学長名] 印	
JOSAI INTERNATIONAL UNIVERSITY	
Faculty of [学部名]	
Department of [学科名]	
confers upon	
[氏名]	
Birthdate: [月 日 年]	
having successfully completed the prescribed course of study in	
The degree of	
Bachelor of [専攻分野]	
[学位授与 月 日 年]	
[学長署名]	
[学長名]	
President, Josai International University	

(2) 第3条第2項の規定により授与する学位記の様式(修士課程を修了した場合)

修第	号
学 位 記	
〔氏名〕	
〔 年 月 日〕 生	
本学大学院〔研究科名〕〔専攻名〕の修士課程を修了したので修士(〔専攻分野〕)の学位を授与する	
〔学位授与 年 月 日〕	
城西国際大学学長 〔学長名〕 印	
JOSAI INTERNATIONAL UNIVERSITY	
Graduate School of 〔研究科名〕	
Division of 〔専攻名〕	
confers upon	
〔氏名〕	
Birthdate: 〔 月 日 年〕	
having successfully completed the prescribed course of study in	
The degree of	
Master of 〔専攻分野〕	
〔学位授与 月 日 年〕	
〔学長署名〕	
〔学長名〕	
President, Josai International University	

(5) 第3条第4項の規定により授与する学位記の様式(学位論文提出による場合)

学位記	氏名	年 月 日生	本学に学位論文を提出し所定の審査及び 試問に合格したので博士()の学位を授 与する。	論文題目	年 月 日	城西国際大学学長 印	博士 第 号
-----	----	--------	---	------	-------	---------------	-----------

別表3 (学位授与報告書の様式)

報告番号		博士の専攻分野の名称	学位 (博士) 授与報告書				博士課程の終了等の状況			論文名	授与年月日	論文受理年月日	論文審査終了年月日
			(ふりがな)氏名	性別	生年月日	本籍	大学院名	研究科(専攻)名	修了(中退)年月日				
甲	第 号	博士()				都道府県							
乙													
甲	第 号	博士()				都道府県							
乙													
甲	第 号	博士()				都道府県							
乙													
甲	第 号	博士()				都道府県							
乙													
甲	第 号	博士()				都道府県							
乙													
甲	第 号	博士()				都道府県							
乙													

備考

- 1 報告番号は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)により授与された博士の一連番号とし、第4条第1項によるものについては「甲第 号」、同条第2項によるものについては「乙第 号」とすること。
- 2 博士学位を授与された者が日本国籍以外の国籍を有する場合には、本籍を代えて当該国籍を記入すること。
- 3 論文の題目が外国語で表示されている場合には、日本語訳を()を付けて記入すること。
- 4 この報告書は、学位規則第12条に定める期間内に、該当する者をまとめて、随時に一覧表の形で提出すること。